資料1-1

短時間労働者への社会保険適用等に関するヒアリング「質問1.パート労働者への社会保険適用のあり方」についての考え方

平成23年10月24日 日本チェーンストア協会 日本スーパーマーケット協会 日本百貨店協会

パート労働者に対する社会保険の適用については、社会保険制度全体の抜本的なあり方を検討する中で議論すべき問題と考えます。現行制度を前提にしたパート労働者への社会保険の適用拡大は、多様な働き方を選択しているパート労働者の働き方を阻害し、企業経営や雇用、個人消費への悪影響等が大きいと憂慮されるものであり、適用拡大に反対いたします。

- 小売業界におけるパート労働者の中心である主婦層は、本人及び家族の希望や事情等に合わせて短時間勤務を選択し、世帯の生計の補助的な役割を担っているものと推測されます。社会保険制度は大変に複雑で国民にとって分かりにくい制度である上に、パート労働者が本当に社会保険の適用拡大を望んでいるのかどうかについて十分に検証されないまま、適用拡大を議論することは看過できません。
- 新しい適用基準は、パート労働者と企業に新たな保険料負担を発生させ、家計や企業経営に深刻な影響を与えるのではないかと考えます。このことが、かえってパート労働者の多様な働き方を阻害し、雇用の喪失につながりかねないことを懸念しています。また、短時間勤務を希望する者の場合、その勤務の開始段階において家庭の事情や仕事のミスマッチ等の自己都合によって退職をする例も多く、加入喪失手続きが多く発生することによって、企業ならびに社会保険事務所の事務負担の大幅な増加が避けられません。
- 老後の所得保障は、年金給付等の国の政策と個人及び世帯の自助努力等とのバランスによって議論すべきものであると考えます。セーフティーネットとしての老後の所得をいかに充実させていくかについては、決して被用者保険の問題ではなく、老齢基礎年金の充実等の年金制度全体の問題として考えるべきです。

3団体共同提出分

● 主婦層のパート労働者の多くは、健康保険の被扶養者であり既に医療保険サービスを 受けていると考えられ、健康保険に新たに加入するメリットはありません。「本来被用 者保険に加入すべき被用者でありながら」と考えるのではなく、医療保障のあり方は国 民全体の負担の問題として議論すべきと考えます。

以上